

ミヤケと大宰府

古代大宰府の起源として、六国史（古代における勅撰による六つの編年体歴史書の総称）のひとつである『日本書紀』の宣化元（536）年5月1日条にみえる、いわゆる「那津官家」があげられています。江戸時代の国学者青柳種信も、この「那津官家」を「太宰府の始め」、また「太宰府の濫觴」としており、またこの「那津官家」を扱つた『筑紫官家考』を著しています。

「官家」は「ミヤケ」と読まれていますが、実はその表記はさまざまで、たとえば「屯倉」「屯家」「御宅」「三宅」などがあります。そこで、制度としての仕組みを記す際には「ミヤケ制」と表記される場合もあります。ただ、『日本書紀』では「ミヤケ」の多くを「屯倉」と表記していることから、米などを収蔵するための「倉」という字に注目して、当時のヤマト王権の直轄地であるとか、あるいは農業経営の拠点などと解釈されてきました。また、『日本書紀』は「ミヤケ」について部分的に「官家」という表記も用いており、「那津官家」はその一例です。ところが、大阪府長原（城山）遺跡から、「富官家」と記された7世紀後半の墨書

土器が出土したことから、「官家」が「ミヤケ」の本来的表記とも推測されており、またその性格も「屯倉」から連想された土地や農業経営と結びついたものというよりむしろ、ヤマト王権による地方支配の拠点、あるいは地方の有力者である国造による貢納の拠点などと考えられるようになつてきました。ミヤケとは、尊称「ミ」と家・宅を表す「ヤケ」との合成語です。



さて、このように考えられるとすると、「那津官家」についてもミヤケ制全体の観点から見直す必要がありそうです。実はこうした方向から「那津官家」を考えた研究は意外に少ないのです。「那津官家」に関する記事が、先の宣化元年5月1日条以外にみえないこともあって、この視点は重要であると思います。

しかし一方で、この「那津官家」を大宰府の起源とは考えない学説も現れており、その意味では、これも『日本書紀』に記されている「筑紫大宰」や「筑紫總領」といった大宰府の前史に関わるものも含めて、その起源と成り立ちを再検討することが求められているといえるでしょう。